資料１

久喜市公共交通検討委員会での検討内容

１．久喜市公共交通検討委員会の目的

久喜市公共交通検討委員会条例では、市の公共交通の充実を図るため市長の諮問に応じて必要な調査及び審議を行うこととしている。

２．検討の流れ

久喜市の公共交通充実に関する調査・検討の流れは図－１のとおりである。

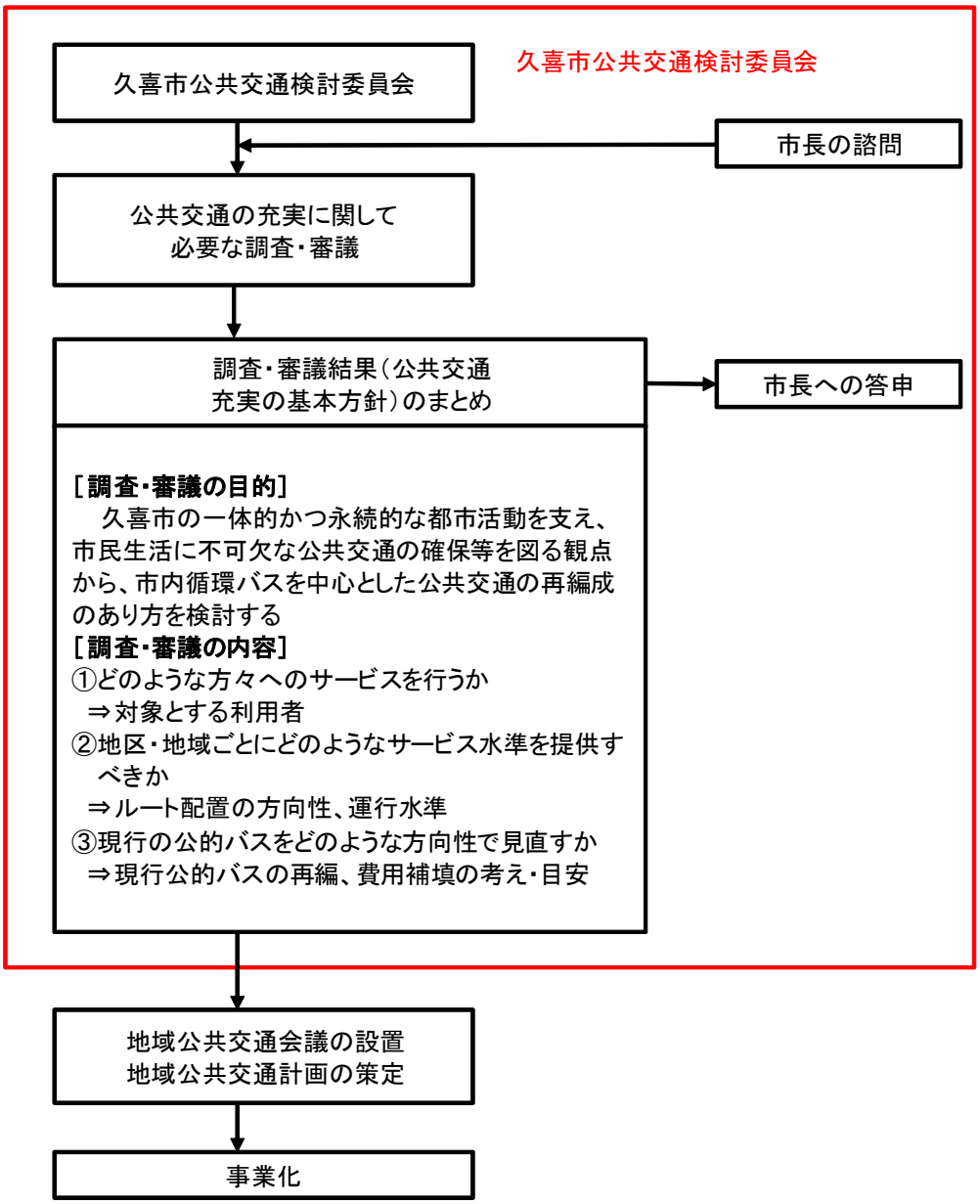

図－１　久喜市公共交通に関する調査・検討の概略フロー

参考

地域公共交通会議について

１．地域公共交通づくりの考え方

地域公共交通の充実は、「暮らしやすいまち」をつくっていくために必要なことのひとつです。

そのため、地域公共交通を検討していく際には、住民、事業者、行政等の関連主体の連携が重要となります。

２．地域公共交通に関係する法定の協議会

地域公共交通の関連主体の連携を諮る場としては、法律に基づく協議会を設置し、協議会の中で計画を策定していくことが有効と考えられます。

地域公共交通に関する協議会のうち、市町村が主催するものとしては以下の２つがあり、道路運送法でバス事業の届出を行う際にはどちらかの会議において協議が調っていることを証する書類を添付することが義務づけられています。（どちらか一方の会議を開催することが必要）

① 地域公共交通会議（根拠法令：道路運送法）

バス、タクシーを対象とした「地域の公共交通計画」を策定する。

② 法定協議会（根拠法令：地域公共交通の活性化及び再生に関する法律）

鉄道等を含む全ての公共交通を対象とした「地域公共交通総合連携計画」を策定する。

久喜市公共交通検討委員会での検討事項は「久喜市が実施する公共交通（バス交通）のあり方」であり、協議会はその結果を受けて具体的な計画を策定していくこととなります。

そのため、久喜市の場合は、バス交通を対象とした「地域公共交通会議」を設置することとなります。

３．地域公共交通会議

① 協議内容

バス運送サービスのあり方について検討し、委託または直営によるバス運送の実施について協議すると供に、「地域の公共交通計画」を策定・実施する。

② 参加メンバー

住民、交通事業者、行政などから必要なメンバーを選出する。

③ メリット

事業の実施に必要な認可や照会、届け出等の手続きの簡素化、迅速化が図れる。

［道路運送法施行規則第九条関連（抜粋）］

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃等の届出）

第九条　法第九条第三項 又は第四項 の規定により運賃等の設定又は変更の届出をしようとする者は、当該運賃等の実施予定日の三十日前までに、次に掲げる事項を記載した運賃等設定（変更）届出書を提出するものとする。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　設定又は変更しようとする運賃等を適用する路線

三　設定又は変更しようとする運賃等の種類、額及び適用方法（変更の届出の場合には、新旧の運賃等（変更に係る部分に限る。）を明示すること。）

四　適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

五　実施予定日

２　法第九条第四項 の規定による運賃等の設定又は変更の届出に係る前項の届出書には、当該届出に係る運賃等について次条に規定する地域公共交通会議又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 （平成十九年法律第五十九号）第六条 に規定する協議会（第九条の三第一項第二号から第五号に掲げる者を構成員に含むものに限る。以下単に「協議会」という。）において協議が調つていることを証する書類を添付するものとする。

-----　中略　-----

（地域公共交通会議の構成員）

第九条の三　地域公共交通会議は、次に掲げる者により構成するものとする。

一　地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長

二　一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体

三　住民又は旅客

四　地方運輸局長

五　一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体

２　地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域公共交通会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一　路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は第四十九条第一号に規定する市町村運営有償運送について協議を行う場合には、次に掲げる者

イ　道路管理者

ロ　都道府県警察

二　学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者